

## 「会社計算規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について

### 第1 意見数・・・4通

### 第2 意見の取りまとめの方法

提出された意見のうち2通は意見募集の対象外の事項のみに関するものであったので、この取りまとめにおいては、残りの2通について取り上げることにした。

### 第3 意見の概要及び意見に対する当省の考え方

#### 1 収益認識に関する注記について

会社計算規則を適用する一方で、収益認識に関する会計基準（以下「収益認識会計基準」という。）を適用しない企業もあり、会社計算規則において、収益認識に関する注記を一律に要求すべきではないこと、収益認識会計基準における開示については、企業会計基準委員会が2021年3月までに、開示内容を決定する予定であり、現時点においては、開示内容の全貌が明らかとなっていないため、その一部について、新たに注記を求める条項を追加するのは望ましくないこと、原案により提案されている注記事項は、重要な会計方針に関する注記（会社計算規則第101条）に該当することとなれば、重要な会計方針に関する注記として記載すべき内容であり、新たに注記を求めるべきではないこと、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則」という。）等において開示が要求されたとしても、概要の開示が求められている会社計算規則において開示を求めるべきではないことを理由として、会社計算規則に収益認識に関する注記についての規定を設けるべきではない旨の意見が寄せられた。

#### （当省の考え方）

原案の会社計算規則第115条の2第1項の「会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合」とは、会社が収益認識会計基準を適用する場合をいい、原案においても、収益認識会計基準を適用しない会社においては、同項所定の注記を要しないこととしている。

また、収益認識会計基準を適用した場合には、損益計算書に計上された収益がいかなる義務から生じ、どの時点で認識されているかという点は、株主や会社債権者が計算書類を理解する上で重要な事項であるから、会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容及び当該義務

に係る収益を認識する通常の時点を、計算書類においても開示することが適切である。

したがって、原案は相当であると考えている。

なお、御指摘のとおり、収益認識会計基準において、必要最低限の定めを除き、基本的に注記事項は定めないこととし、収益認識会計基準が適用される時（平成33年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首）まで（準備期間を含む。）に、注記事項の定めを検討することとされており、当省としては、その検討結果を踏まえ、会社計算規則の規定について必要な見直しを行うなど、今後も適切に対応してまいりたい。

## 2 第115条の2第1項の文言について

- (1) 原案の会社計算規則第115条の2第1項第1号において、「当該会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容」という文言が用いられているが、収益認識会計基準第80項においては、顧客との契約から生じる収益について注記すべき事項として、「企業の主要な事業における主な履行義務の内容」という文言が用いられており、また、財務諸表等規則第8条の32第1項においても、顧客との契約から生じる収益について注記すべき事項として、「財務諸表提出会社の主要な事業における主な履行義務の内容」という文言が用いられていることから、会社計算規則において、同会計基準の求める注記事項と同一の注記を求めらば、「主な履行義務の内容」に文言を統一することで、誤解が生じないようにすべきであるという意見が寄せられた。
- (2) また、原案においては、収益認識会計基準において用いられている「履行義務」という用語を用いずに、「義務の履行」や「義務」という語が用いられているが、本来、会計基準で使われている用語に会社計算規則を合わせるべきであり、どうしても合わせることができない場合には、その理由を明らかにすべきである旨の意見が寄せられた。

### (当省の考え方)

原案の会社計算規則第115条の2第1項の文言は、収益認識会計基準第80項の注記事項の内容を、同会計基準第7項が規定する「履行義務」の意義の内容等も踏まえ、我が国の法令において用いられている用語との平仄等も考慮しつつ、敷衍したものである。

会社計算規則の用語の解釈に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を斟酌しなければならないとされており（会社計算規則第3条）、本省令案により会社計算規則の改正を行うこととした経緯等も踏まえれば、原案の会社計算規則第115条の2第1項が、収益認識会計基準第80項が定める注記事項と同一の事項について注記を求めていることは明ら

かであるから、御指摘のような誤解が生じるおそれはないものとする。  
したがって、原案は相当であるとする。